

第48回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成25年 3月26日 (火)

午前 9時00分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田平八郎
31 北湯口 進				

欠 席 なし

遅刻届出 1番 阿部正嗣委員、26番 細川幸男委員

早 退 者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第68号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第70号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第73号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第8 議案第74号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

日程第9 議案第75号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について

日程第10 議案第76号 平成25年度遠野市農業委員会事業計画等について

6 その他

7 閉 会

	(午前9時00分)
議 長	<p>皆様、おはようございます。早くからご出席いただきありがとうございます。第48回総会の開催にあたりまして一言ご挨拶いたします。</p> <p>だいぶ暖かくなり、これからまた忙しくなることと思います。</p> <p>先日、安部総理が15日にTPP交渉参加を正式表明した件について県議会へ要請して参りました。農業委員会系統組織および、地方農業委員会としても、断固反対の姿勢を続けていくつもりです。</p> <p>要請内容をまとめますと2つ、まず「交渉の中で国益を守る」というのであれば、米・麦・牛肉・豚肉・乳製品など、農業における重要品目の除名をどう実現するか明確にして欲しいということと、交渉の条件についての記録や情報を開放し、国益を損なう場合には即座に交渉から撤退すること、この2点となっております。状況は、新聞等を見てもあまり芳しくありません。いずれ交渉が決まるまでは、ある程度情報を開扉しないという政府の理不尽なやり方、農業者・国民を無視した態度に、今となっては非常に憤りを感じております。皆さんと共に、断固反対の姿勢を貫いていくつもりですので、よろしくお願いたします。</p> <p>本日は、今年度最後の総会です。事業計画等、皆さんにご準備いただかなくてはなりません。時間もかかるとは思いますが、どうぞ慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>今回さまざまな人事考慮があり、今後に向けて農業委員会としても考えなくてはならない面があります。運営委員の皆さん方と、じっくり相談しながら活動して参りたいと思います。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p>
議 長	<p>これより第48回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は9件です。慎重にご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p><b>【開 会】</b></p> <p>本日の出席委員は31名中29名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。延着の届出は、26番細川幸男委員、1番阿部正嗣委員でございます。</p>
議 長	<p><b>【農業委員会憲章朗唱】</b></p> <p>議事日程に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。</p> <p>ご起立願います。</p> <p>先唱を、10番、佐々木恵美子委員をお願いいたします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長より報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは、報告第1号についてご説明します。議案書1ページをお開きください。専決処分の報告書であります。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による通知について」説明により記載省略)</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p><b>【議事日程】</b> これより本日の議事日程に入ります。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認め、議事録署名人に11番菊池敦子委員、12番江川幸男委員、会議書記に事務局、菊池徳明君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係	長	<p>第48回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 (以下「第48回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略) 以上です。</p>
議	長	<p><b>【日程第2】</b> 日程第2、議案第68号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、議案第68号について説明いたします。</p> <p>1番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、3,940㎡。 貸人は労力不足により保全管理していた農地を、相手方の要請により貸し付けるものです。</p> <p>2番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●●●、●●●●。 ●●町2筆、1,982㎡。 貸人は借人に今まで作業委託していたものですが、貸借に切り替えるものです。</p> <p>3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、3,042㎡。 貸人は高齢となり耕作できないことから、要請し貸し付けるものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。 ●●町、お願いします。</p>
7番	委員	<p>7番の白岩です。3件とも白岩ということで説明がありました通り、委員5名と職員2名で確認してまいりました。問題はありませんでした。以上です。</p>
議	長	<p>現地確認の結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質問がある方はご発言願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いいたします。 (「なし」の声あり) それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>農 地 係 長</p>	<p>議案第68号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。        (「異議なし」の声あり)        ご異議なしと認めます。        よって、議案第68号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第3】        日程第3、議案第69号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。        事務局の説明を求めます。</p>
<p>農 地 係 長</p>	<p>はい、議案題69号について説明いたします。        1 番。        受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。        ●●町、2,800㎡。        渡人は、相続により取得した農地で、自宅から離れ耕作不便であることから、申し出て売り渡すもので、受人は自宅の隣接地であり、利便性が良いことから買い受けるものです。        2 番。        受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。        ●●町、1,262㎡。        受人渡人は兄弟であります。受人の自宅の隣接農地を兄から譲り受け、新規就農するものです。作付け作物はソバを予定しており、農機具の所有状況等記載の営農計画書が提出されております。        3 番。        受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。        ●●町、991㎡。        渡人は、組田であることから、今まで受人に作業委託していたものですが、要請し売り渡すものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町の順番です。        それでは、●●町からお願いします。</p>
<p>4 番 委 員</p>	<p>はい。4番阿部です。        18日、地区担当3名と事務局2名で現地確認いたしました。説明どおり何ら問題がないことを確認しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、続きまして●●町、お願いします。</p>
<p>1 4 番 委 員</p>	<p>14番菊池です。18日、担当委員3名、事務局2名とで現地確認して参りました。本件の土地は受人の宅地に隣接しており、何ら問題が無いことを確認して参りました。        以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>●●町、お願いします。</p>
<p>1 7 番 委 員</p>	<p>17番菊池です。18日現地確認において、●●地区の委員3名と事務局2名とで、確認して参りました。この農地は、事務局からの説明通り組田で、ちょうど平成●年に基盤整備が終わりまして本換地の時点で組田ということで、ちょうど半分です。受人も渡人も991㎡の部分ですが、仕切りのない田で、受人がこれまで耕作してきたわけですが、今回渡人が相手方の相談に乗り譲渡ということで成立しています。現地的になんら問題が</p>

議	長	<p>ないことを報告いたします。以上です。</p> <p>現地確認の結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質問がある方はご発言願います。      (「なし」の声あり)      それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。      お諮りいたします。      議案第69号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。      (「異議なし」の声あり)      ご異議なしと認めます。      よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第70号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。      なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみをご説明いたします。      事務局の説明を求めます。</p>
農地係長		<p>はい、議案第70号について説明いたします。利用権設定は、今月42件でございます。新規のみ説明いたします。</p> <p>6ページ、4番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町2筆、1,106㎡。      賃貸借です。</p> <p>7ページ、8番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●市、●●●●。      ●●町2筆、2,486㎡。      賃貸借です。</p> <p>9番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町、2,221㎡。      賃貸借です。</p> <p>11番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町2筆、2,848㎡。      賃貸借です。</p> <p>8ページ、13番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町3筆、9,062㎡。      賃貸借です。</p> <p>9ページ、18番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町、1,596㎡。      賃貸借です。</p> <p>20番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町2筆、5,051㎡。      賃貸借です。</p> <p>22番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町5筆、9,957㎡。      使用貸借です。</p> <p>23番。</p>

借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町4筆、8,585m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
10ページ、24番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町、1,831m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
11ページ、30番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町4筆、2,718m<sup>2</sup>。  
使用貸借です。  
32番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●県、●●●●●。  
●●町、2,371m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
33番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町、3,115m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
34番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町7筆、5,417m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
35番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町、4,702m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。

14ページに移ります。こちらは人・農地プランにより、農地利用集積円滑化団体への白紙委任で、利用権設定されたものです。

43番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町5筆、9,830m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
44番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町2筆、5,820m<sup>2</sup>。賃貸借です。  
45番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町3筆、3,523m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
46番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町2筆、4,842m<sup>2</sup>。  
使用貸借です。  
47番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町、2,981m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。  
48番。  
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。  
●●町2筆、3,190m<sup>2</sup>。  
賃貸借です。

議 長	<p>15ページ、所有権移転でございます。  1番。  買受人。●●町、●●●●。売渡人、●●市、●●●●。  ●●町3筆、13,948㎡。  売買です。  以上です。</p> <p>では、これより質疑に入ります。  質問のある方は発言願います。  (「なし」の声あり)  それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。  お諮りいたします。  議案第70号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)  ご異議なしと認めます。  よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第5】</b>  日程第5、議案第71号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  についてを議題といたします。  事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第71号について説明いたします。16ページでございます。  1番。  申請人。●●市、●●●●。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■●街区●、1,458㎡。  申請人は、家賃収入を得るためにアパートを建築するものです。  申請地内の排水計画は公共下水道への接続を計画しており、周辺への影響はないと考  えます。  位置は、●●●●から南へ30メートル程のところ、都市計画区域の用途地域に位置  する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>2番。  申請人。●●町、●●●●。●●町、299㎡。  申請人は●●●を営んでおり、●●●の整備に伴い作業所の増設及びもみ殻搬出用大  型車両の駐車場を整備するものです。  申請地内の排水は雨水のみで、周辺への影響は無いと考えられます。  位置は、●●●●から北西へ40メートル程のところ、周辺は農家集落が形成され、  宅地、道路に囲まれた農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。  第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問  題はないと考えます。  以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明  をお願いします。●●町、お願いします。</p>
24番委員	<p>24番森川です。1番ですが、まだ工事中の部分もありますが、なんら問題はないこと  を確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、●●町、お願いします。</p>
4番委員	<p>4番阿部です。18日、地区担当3名と事務局2名で現地確認いたしました。事務局か  らの説明通り、問題はありませんでした。以上です。</p>







<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。          質問のある方は発言願います。          ございませんか。          (「なし」の声あり)          はい、それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。          お諮りいたします。          議案第72号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。          (「異議なし」の声あり)          ご異議なしと認めます。          よって、議案第72号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p><b>【日程第7】</b>          日程第7、議案第73号、農地法の適用外証明願に対する可否決定ついてを議題といたします。          事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。          議案第73号について説明いたします。          1番。          願出人。●●●、●●●●。●●町、1.96㎡。          現在の利用状況は昭和●年に譲渡した宅地の通路の隅切りとして利用、現在に至る。          以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番 委 員</p>	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。          ●●町、お願いします。</p> <p>7番白岩です。事務局より説明がありました通り、狭い道路の出入り口の角になっております。何ら問題がないことを委員5名と職員2名とで確認してまいりました。          以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。現地確認の結果について、説明がありました。          これより質疑に入ります。          質問のある方は発言願います。          (「なし」の声あり)          発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。          お諮りいたします。          議案第73号は原案通り、「可」とすることにご異議ございませんか。          (「異議なし」の声あり)          ご異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>農地係長</p>	<p><b>【日程第8】</b>          日程第8、議案第74号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてを議題といたします。          事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案第74号について説明いたします。          議案書の27ページをお開きください。          農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、遠野市長から、遠野農業振興地域整備計画変更案の意見の聴取がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。          戻っていただきまして、議案書の21ページからご覧ください。21ページから25ページまで、農用地区域からの除外の一覧になっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>1番から12番、こちらの12件は、土地の所有者等から植林、農家住宅の建築等農地転用を目的とし、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外の申請があったものです。</p> <p>13番から18番、今回申請があった6件は、農用地区域として該当しない、現況が山林原野または集落に介在している農地であることから、除外申請されたものです。</p> <p>19番から65番、こちらの47件は、農地・非農地調査において非農地と判断されたことに伴い、農用地区域から除外するものです。</p> <p>続けて26ページをお開きください。こちらは、農用地区域への編入の一覧です。1番2番は、集落の農用地区域と一体的な利用が可能であること、キャトルセンターと一体的に利用が可能であることから、農用地区域に編入するものです。</p> <p>以上、農用地区域からの除外が65件、215,927㎡、農用地区域への編入2件、360,812㎡です。</p> <p>この計画変更は、おおむね5年ごとの定期見直しと、定期見直しを待てない緊急性がある場合の随時変更があり、今回は定期見直しの変更です。</p> <p>以上の案件について、本総会でご審議いただき、4月4日木曜日までに回答しなければなりません。よろしくご審議願います。</p> <p>以上です。</p> <p>この案件については、遠野市農業委員会規則第7条の規定により、農地専門委員会に付議した事項であります。農地専門委員会委員長から審議の内容について報告をお願いいたします。</p>
<p>農地専門委員長</p>	<p>はい、9番昆野です。農地専門委員会を代表いたしまして、審議模様についてご報告いたします。</p> <p>3月21日とびあ庁舎中会議室において、第4回農地専門委員会を開催いたしました。協議内容は3月6日付けで市長から求められている「遠野農業振興地域整備計画定期見直しについて」でございます。</p> <p>おおむね5年ごとに行われる定期見直しであることから、昨年4月開催の第1回農地専門委員会、また、8月開催の第3回農地専門委員会において、制度を研修しながら今後も農業振興地域内にとどめ、優良農地として存続すべきか、または宅地として転用しても周囲に支障が無いか等、内容を精査し、現地確認が必要な案件については農地専門委員で現地調査を行っております。</p> <p>農用地区域からの除外については、事業面積は必要最小限か、周囲農地への集団化・効率化に与える影響、当該農用地区域外に代替すべき土地はないか等、5要件の確認をいたしました。一方、地域の農業振興を図るため、農用地区域に含め、維持管理する土地であるとして意見を求められている土地は、農用地区域として編入が妥当か等、慎重に審議した結果、農地専門委員会としては、市で計画し意見を求められたすべての案件について、至当と判断いたしましたので、ここに報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方は、発言願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第74号について原案のとおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第74号は原案のとおりとすることに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより10時10分まで休憩いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>会議を再開いたします。</p> <p>【日程第9】</p>

議 長	<p>日程第9、議案第75号、農地等の権利取得に必要な別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第75号、農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、農地等の権利取得に際して別段の面積を10アール、並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものです。</p> <p>その内容について説明いたします。</p> <p>農地の下限面積については、農林水産省からの通知により農業委員会総会で毎年別段面積の設定または修正を検討することが求められています。</p> <p>農地法第3条許可要件の一つに、許可後に経営する面積が50アール以上にならないと許可できないとされていますが、地域の実情に応じて農業委員会が別段面積を定め公示した場合、その面積で許可できることになっております。</p> <p>本市は、農家の兼業化や高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地や荒廃農地の増加が深刻化してきております。</p> <p>このため、農地パトロールを行い実情の把握に努めていますが、耕作放棄地の多くは高齢化や所有者が市外在住のため管理不良から遊休化、耕作放棄に至る例が多数見受けられます。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項及び農地法関係事務に係る処理基準では、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で下限面積要件の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積での農地利用者が増加しても地域の営農等に支障を及ぼさないと判断される場合に、50アール未満の別段面積の設定が適用できるとあります。</p> <p>このことから、小規模面積の就農を促進して農地の保全および有効活用を図り、I・J・Uターン者や市内の非農家の小規模な就農を容易にするため、別段面積の変更を行わないこととしたいので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p>
20番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>20番菊池一勇委員、どうぞ。</p>
20番委員	<p>20番菊池です。「10アール」に対しては、私は賛成です。ちなみに参考までにですが、県下の他の市町村はどの程度の数値を基準としているのか、事務局のご存知の範囲で教えていただきたいのですが。例えば、10アールの市町村は他にございますか。</p>
事務局 長	<p>はい、別段面積の設定について説明いたします。遠野市の場合はI・J・Uターンを促進して、できるだけ新規就農者を増やそうと、以前より進めてきた経緯があります。10アールという設定は、県内では遠野市が先行しており、他の多くの市町村から、どのようにして設定しているのか等、問い合わせがあります。大船渡市は10アール、葛巻町だったか岩手町が10アール未満を希望の上で問い合わせがありました。このように遠野市が先行している状況で、県内ではあまり進んでいないと認識しております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
20番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。27番君崎委員、どうぞ。</p>

27番委員	27番君崎です。確認ですが、遠野市では10アールの設定は少し前からのことだと思いますが、別段面積の設定(10アール)を毎年行うという提案が今回出された、ということですか。
議長	事務局、答弁願います。
農地係長	総会で毎年、設定または修正することが義務付けられております。
事務局長	毎年設定するようにとの通達が来ておりますが、10アールのまま変更しないでいきたいと、今回提案いたしました。
議長	よろしいですか。
27番委員	分かりました。
議長	その他、質問ございませんか。 (「なし」の声あり) それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第75号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第75号は原案のとおりと決しました。
議長	<b>【日程第10】</b> 日程第10、議案第76号、平成25年度遠野市農業委員会事業計画等についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局次長	はい。それでは、議案第76号、平成25年度遠野市農業委員会事業計画等について説明いたします。 平成25年度遠野市農業委員会事業計画(案)、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成25年の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別紙のとおりとするものでございます。 事業計画(案)につきましては、本年度の当農業委員会の事業計画を定めるものでございます。また、点検・評価(案)及び活動計画(案)は、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長から通達がありました「農業委員会の適切な事務実施について」に基づき、具体的な数値目標を打ち出し、活動の点検・評価をし、公表する事が義務付けられております。 なお、本議案の議決後の対応ですが、30日間公表して、農業者の意見を募ることとされておりますので、当農業委員会のホームページで公開し、意見を募集いたします。 その結果、数値等の変更に関わる意見が無い場合、本案を正式に点検・評価等として定めることをご了承いただきたいと思います。 また、数値の変更に関わる意見が寄せられた場合は、運営委員会においてご審議頂き、修正・決定していただくことも合わせてご承認いただきたいと思います。 それでは、平成25年度遠野農業委員会事業計画(案)の内容を説明いたします。 (I. 方針については別紙・遠野市農業委員会事業計画(案)参照、記載省略)  II. 所掌事務執行計画について 1. 会議の開催 (1) 総会 農業委員会事業計画の決定、及び法令業務の適正な執行等事務の活性化とホームページを活用した情報発信により「見える化」を図ります。 ア 農地法及びその他の法令に基づきその権限に属した事項について審議します。

- イ 遠野市農業委員会の条例及び規則等の改廃について審議します。
- ウ 遠野市農業委員会選挙人名簿登載申請に対する意見について審議します。
- エ 市農業振興地域の変更等について審議します。
- オ 市の農業振興対策について協議します。
- カ 国、県及び市への農政に関する建議、要望について審議します。

(2)運営委員会、(3)全員協議会、(4)農政専門委員会につきましては、農政に関する建議、要望の原案等の作成、農業委員会の活動及び各種農業施策に関する情報の提供、農政課題等について意見交換をするため開催します。(5)農地専門委員会につきましては、農地法その他の関係法令に基づく事務に関する権限に属した事項、及び優良農地確保の検討、農業振興地域の変更に関して市長より協議のあった事案の意見集約等のため適宜開催します。

(6)総会等事前打ち合わせ、(7)関係行政機関及び団体との連携、こちらにつきましては、地域農業マスタープランの計画変更には、地域のリーダー的役割を担うほか、上閉伊地方農業委員連絡会、県内都市農業委員会会長会、農業団体等と連携の強化を図ります。

2.研修会、3.実態調査等でございますが、中ほどから、「農地の日」(7月15日)頃を農地パトロール月間として定め、農地の利用状況と荒廃農地調査を、耕作放棄地解消対策部会と連携して一体的に実施し、農地復元不可能と判定された農地の所有者には非農地通知書を発送いたします。

4.広報活動ですが、「農業委員会だより」を年2回発行いたします。

5.主な事務・事業でございますが、まず(1)農地調整事務、ページをめくっていただきまして(2)農地等利用関係紛争処理事業、(3)農地保有合理化事業、(4)農地流動化推進事業、(5)農業体質改善推進事業、(6)農地基本台帳整備事務、(7)農業委員会委員選挙人名簿の受理及び審査、(8)農業者年金事務でございますが、これにつきましては、戸別訪問を実施するなどして、新規加入者9名以上を推進したいと思っております。(9)農業委員会相談活動、(10)貸貸料情報の提供、(11)その他の事業ですが、こちらについては、農業労賃標準額を定め、農作業賃金、農作業料金の適正化を図りたいと思っております

### Ⅲ. 運營業務の推進方策

1.委員研修ですが、農業委員からニーズが高まっている研修は、次により実施をいたします。(1)専門研修、(2)関係機関・団体主催研修会、これにつきましては、岩手県農業委員大会および各種大会に、参加をいたします。(3)講師招請による研修会、(4)家族経営協定推進アドバイザー研修、(5)女性農業委員業務検討会研修、こちらにつきましては、岩手県女性農業委員ポラーノの会が主催する研修会や、「むら・もり・うみ輝く女性フォーラム」、「女性農業委員活動推進シンポジウム」に、積極的に参加するとともに、食育活動等独自の検討会及び研修会を随時開催してまいります。

次に、2.全国農業新聞の普及拡大でございますが、今年度の、農業委員一人一部拡大を目指しまして、8月と10月を普及重点月間と定めます。平成25年度は、目標購買部数を400部と定めたいと思っております。

3.農業委員活動記録カードですが、活動内容を充実させながら、毎月提出していただきたいと思っております。

6ページに移りまして、平成25年度の遠野市農業委員会予算書がございます。歳入歳出、それぞれ合わせまして、本年度の総額は56,742,000円、前年度と比較しますと1,688,000円の増でございます。主な内訳としては、農林水産業費県補助金の農地制度実施円滑化業費補助金が70万ほど増えております。これにつきましては、事務事業を推進するための臨時職員の賃金等が含まれております。また、95万の内訳は職員の人件費でございます。

歳出の内訳については、この通りご覧いただきたいと思っております。

7ページ、遠野市農業委員会の構成です。8ページ、遠野市農業委員会名簿が記載さ

れております。選挙区別の担当委員が載っておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を説明させていただきます。

I. 法令事務に関する点検、1. 総会等の開催及び議事録の作成でございますが、総会の周知は公示し行っております。議事録も詳細なものを作成しておりますし、議事録の公表につきましても、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、遠野市の農業委員会ホームページ上で公開しております。

めくっていただきまして2ページ、2. 事務に関する点検でございますが、(1)農地法第3条に基づく許可事務、1年間の処理件数96件となっております。うち許可が96件、標準処理期間は申請書の受理から30日、平均で25日となっております。

中盤の農業経営基盤促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等事務でございますが、1年間の処理件数が241件、許可が241件でございます、標準処理期間ならびに平均処理期間ともに30日となっております。

続きまして3ページ、(2)農地転用に関する事務、意見を付して知事へ送付したものでございます、1年間の処理件数が今日の案件を含めまして80件となっております。処理期間につきましては申請受理から40日、平均して35日となっております。

(3)農業生産法人からの報告、管内の農業生産法人は全部で10ございますが、すべての法人から報告が提出されております、ご報告いたします。

めくっていただきまして4ページ、(4)情報の提供等でございますが、賃借料情報の調査について、2月にホームページに掲載しておりますが、調査対象件数が216件でございます。次に農地の権利移動等の状況把握でございますが、これは県から来ている調査であり、1,401件を今年度2月に取りまとめ、県へ報告しております。

農地基本台帳の整備でございますが、整備対象農地面積が6,570ha、これにつきましては、固定資産税及び毎月の権利移動情報により整備をしております。5ページに移ります。

II. 法令事務、遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、1. 現状及び課題、平成25年1月現在におきまして、管内の農地面積が6,570ha、遊休農地面積は23.5ha、割合は0.36%でございます。現在把握している遊休農地は農地面積の1%以下と少ない数字ではありますが、解消困難な地域ばかりであり、今後の情勢によっては増加が考えられます。

2. 平成24年度の目標及び実績でございますが、去年度の目標といたしました数値は8haでございます。これに対して②番にございます実績が24.4ha、これは農業委員の皆さんが活発に取り組んで下さった菜の花等の播種3haを含めての24.4haの解消でございます。達成状況は305%となっております。

3. 2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動計画といたしましては、調査実施を9月に予定しておりました。調査員は農業委員31名、調査結果の取りまとめについては11月～1月、調査方法については農地パトロールと併せ、9月から10月に各町で調査班を編成し調査する、ということでございました。

活動実績でございますが、調査の実施時期は10月、調査員31名、調査結果の取りまとめ時期としては11月から1月、調査方法については農地パトロールと併せて10月9日から10月19日、各町で調査班を編成し調査を実施しております。また、活動実績から一番下の取組状況でございますが、担当地区農業委員が個別相談を実施している、となっております。

次に4. 評価の案でございますが、目標に対する評価の案につきましては、遠野市農林水産振興ビジョンに掲げた「耕作放棄地ゼロ宣言のまち」の実現に向けて、遊休農地の解消に取り組み、委員が率先して「菜の花」を播種するなど目標を上回った。

活動に対する評価の案につきましては、農地パトロールの徹底により、遊休農地解消の意識の高まりはあるが、耕作の担い手確保は容易ではなく、関係機関等と連携した取り組みが必要である、といたします。

6ページを飛ばしまして7ページへ移ります。

### Ⅲ. 促進等事務に関する評価

1. 認定農業者等、担い手の育成及び確保について、(1)現状、課題及び平成24年度までの目標でございますが、現状は、農家個数が5,252戸、うち主業農家が576戸、農業生産法人が10法人でございます。去年の3月時点で、認定農業者が440経営ございました。課題といたしましては、農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。地域の実情を踏まえた、集落全体で農地を守る集落営農組織の育成を図る必要がある。としております。平成24年度の目標は440経営体、20経営体を増やす目標でございます。

(2)平成24年度の目標及び実績でございますが、目標は20経営体、実績といたしまして新規で5経営体、達成率が25%でございます。420経営体あったうち未更新と辞退が16経営体ございまして、新規の5経営体を合わせまして、今年度末現在の認定農業者数は409経営体ということになっております。

(3)(2)目標の達成に向けた活動でございますが、活動計画といたしまして、関係機関と連携した戸別訪問等による掘り起こしに努める。実績といたしましては、関係機関と連携した戸別訪問等による掘り起こしに努めた、ということになっております。

(4)評価の案は、目標に対する評価の案は妥当、活動に対する評価の案も、関係機関と連携し認定農業者増に努めた、となります。

めくっていただきまして8ページへ移ります。

2. 担い手への農地の利用集積でございます。

(1)現状・課題及び平成24年度までの目標でございますが、現状といたしましては、管内の農地面積として6,570ha、これまでの集積面積が3,004.5ha、集積率が45.73%でございます。課題といたしましては、農家の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担うものが減少しており、地区の状況に合わせた利用集積を図る必要があります。

平成24年度までの目標ですが、去年末の段階で3,004.5 haございました。これに97ha増やし、合計3,101.5 haとする目標でした。

(2)平成24年度の目標及び実績でございますが、目標が97ha、実績が41.6 ha、達成状況は48%でございます、累計で集積面積が3,046.1 haでございます。

(3)として、(2)の目標達成に向けた活動でございますが、通年を通しまして、担い手への農地利用集積に向けた斡旋活動を実施する、1月に農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施する。活動実績でございますが、認定農業者等、担い手農家に農地が集約されるよう、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等を行っております。

(4)評価の案でございますが、目標に対する評価の案として、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知により、農地利用集積に努める。また、活動に対する評価の案としては、圃場整備地区外の作業効率の低い農地の利用集積を推進する対策が必要である、という風に考えております。続きまして9ページ、3. 違反転用への適正な対応でございます。

(1)違反転用の状況でございますが、平成24年度の違反転用は0件となっております。

(2)の、24年度の目標及び実績に関しましては、違反転用の発生を防ぐため、農業者への周知に努めるとともに、農地パトロールを徹底する、ということでございます。(3)として、(2)の目標達成に向けた活動でございますが、活動計画は、違反転用の防止に向けた取組みといたしまして、9月から10月に農地パトロールを実施する計画でございます。活動実績でございますが、10月9日から10月18日、農地パトロールと合わせまして、管内全域でパトロールを実施しております。また、農業委員会だよりによる農業者等への周知をした、と記載してある部分ですが、「および建設業者等へのパンフレット配付」につきましては、平成23年度は実施しておりますが24年度は実施しておりませんので、この部分の削除をお願いいたします。

(4)評価の案でございますが、「農業委員会だより」による違反転用防止の周知や農地パトロール等により、農業者の理解は高まっている。活動に対する評価としては、農地法の改正により違反転用に対する罰則が強化されたことを周知できた。これにつきましては、ホームページ等で農業者の皆さんにお知らせしているものです。

続きまして別の資料になります。別紙様式2でございます。平成25年度の目標及びそ



の達成に向けた活動計画(案)について。

I. 法令事務(遊休農地に関する措置)の、1. 現状及び課題でございますが、現状は、平成25年3月現在、管内の農地面積は6,570 ha、遊休農地面積は、前年度に解消した面積がございますので23.5haとなっており、割合につきましては0.36%でございます。

課題として、耕作放棄地解消対策事業補助金等の活用により、昨年約24.4haを解消し、現在23.5haの耕作放棄地を把握している。耕作放棄地は、厳しい地理条件と、担い手不足から増加傾向にあります。地域農業マスタープラン等の土地利用計画と調整を図りながら解消に努めていきたいと思っております。

2. 平成25年度の目標案及び活動計画案といたしまして、遊休農地の解消面積を8 haと設定します。目標設定の考え方としては、遊休農地の大半は耕作条件が悪く耕作再開が困難なことから、当面比較的平場を優先して遊休農地の30%を解消したいと考えております。活動計画でございますが、農地の利用状況調査につきましては、調査時期を7月から9月とし、例年ですと9月・10月でございますが、今年度から設定されました「農地の日」、7月15日ころに合わせて、7月から9月に実施したいと考えております。調査員数は31名、調査結果の取りまとめ時期につきましては10月から11月。調査方法といたしましては、農業委員、関係機関により調査班を構成し、前年に調査した農地を全て確認するほか、管内全般の農地についてフォロー調査し、新たに発生している遊休農地を目視等により確認し、現況写真を撮影するとともに調査票に記載する、といったような方法で調査を進めていきます。以下につきましては、ホームページで公開したあとの、農業者の皆様からの意見等ですので省略いたします。2ページに移ります。

II. 促進等事務、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保でございますが、(1)現状及び課題として、平成25年度3月現在の農家数が5,252戸、うち主業農家が576戸、農業生産法人数が10法人となっております。認定農業者数は、先ほどの点検・評価で説明いたしました通り409経営でございます。認定農業者が高齢化してきており、離脱者が増加傾向にあることから、農業改善計画の認定に際して目標となる所得計画の検証を農家自ら行っていない、ということが課題でございます。

(2)の平成25年度の目標案及び活動計画案でございますが、目標案につきましては、認定農業者を11経営増やす、という計画でございます。目標案設定の考え方ですが、地域農業マスタープラン作成地区から1経営の認定農業者を目標といたしまして、11プランございますので、11経営を目標とするものでございます。活動計画案でございますが、制度の周知を図るとともに、経営改善に向けた指導を行う、となっております。以下は農業者等からの意見でございますので省略させていただきます。

続きまして3ページ、2. 担い手への農地の利用集積でございます。(1)現状及び課題、「現状」の「平成24年3月現在」部分を、「平成25年3月現在」に訂正願います。管内の農地面積が6,570ha、これまでの集積面積が3,046.1ha、集積率が46.36%となっております。課題といたしましては、地域農業マスタープランの土地利用計画等に基づき、効果的な農地の集積を推進して参りたいと思っております。

(2)平成25年度の目標案及び活動計画案でございますが、目標案といたしましては、集積面積を89haとし、目標案設定の考え方として、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき農地の60%、遠野市の農地の60%は3,942haであります。その達成に向けて、893haを集積しなければならないのですが、その10%に当たります89haの集積を目標としたいと考えております。活動計画案でございますが、地域農業マスタープランの地域の中心となる経営体へ、農地集積円滑化団体が行う農地の貸し借りの白紙委任業務を、市と農業委員会が連携して農家訪問を実施するなど、面的集積へつなげる効率的再配分計画作成に参画して参りたいと考えております。以下につきましては公開後の意見でございますので、省略させていただきます。

4ページでございます。3. 違反転用への適正な対応、(1)現状及び課題、現状のところですが、平成23年3月となっておりますが、平成25年4月現在に訂正願います。管内の農地面積が6,570ha、違反転用面積はゼロとなっております。(2)平成25年度の目標案及び活動計画案でございますが、違反転用の解消面積はゼロでございます。目標案設定の考え方でございますが、違反転用事案が無い状態であるが、発生を抑制する必要がある、ということでございます。活動計画案といたしましては、農業委員会だより等によ

	<p>り、転用手続きについて周知を図るとともに、違反転用の防止を呼びかける。ここで、9月から10月に実施する農地パトロール強化月間を継続するとありますが、今年度は、7月から9月に設定しておりますので、そのように訂正お願いいたします。</p> <p>以上でございますが、先ほど説明いたしました「達成に向けた活動の点検・評価」それから「活動計画(案)」につきましては、ホームページで30日間公開いたしますので、意見があった場合または、数値等の変更については、運営委員会で審議していただき、修正・決定としたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
20番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
20番委員	<p>20番菊池一勇です。ただいま説明のありました事業計画(案)ですが、数値等はよろしいのですが、基本方針については決定したものをこの場で認める形ですか。それとも意見があれば、追加や修正は可能ですか。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
20番委員	<p>では意見ですが、基本方針としては良いと思います。ただ、原発に関する事柄がひとつも含まれておりません。国や県に対して、農業振興に関する要請を行うと、明確に謳っているわけですが、そんな中、福島原発における農業被害は大変大きいものです。県で賠償申請額は150億円を超えています。こういったことから、原発事故に伴う風評被害や除染関係の対策など、基本方針の中で要請することをはっきり謳って、強く訴えておくべきではないでしょうか。あれほどの被害があって、通り一遍の方針ではまずいと思います。</p>
議 長	<p>これは農業委員会の事業計画、基本方針であり、今おっしゃった原発問題については、農業委員会独自の意見や要望、要請というのがあって、そちらのほうで対応していきたいと考えております。</p>
20番委員	<p>県の農業に対する基本的な部分にも触れるわけですので、そういったことも要請していきますと明確に謳ったほうが、具体性があると思います。各分野で要請を行うとか、意見を申し上げるといのは分かりますが、これを謳わなかったら、その事は一方向に分かりません。原発事故によって、農業が大変に苦しい状態に置かれていること、行政活動の中にそれを入れているということが必要ではないですか。今からの変更が可能であれば、ぜひ含めていただきたいと思います。</p>
2番委員	<p>2番山崎です。この25年度事業計画(案)について、運営委員会は開催したんですよね。</p>
議 長	<p>今回、開催しておりません。</p>
2番委員	<p>そうしますと、運営委員会は案を始めて拝見したことになります。</p>
26番委員	<p>26番細川です。</p>
議 長	<p>はい。</p>
26番委員	<p>ルールを踏んでこの場に出てきていると思いますが？</p>
議 長	<p>運営委員会が開催されなかった理由としては、正直に申し上げますと、これまでの前</p>

	例に基づいた運営方針ということで考えたものであり、さらに時間的な余裕がなかったこともあり、特に設けませんでした。
26番委員	ルール上はどうなっていますか。
2番委員	その前に、基本方針に重大課題としての追加や修正が可能かどうか伺いたいです。
事務局長	原発に関しましては、市で除染活動を行っております。遅々としており、とりわけ除染作業については推進中ですが、もう少しスピード感を持った対策が望まれるところで、こういった具合に入ったわけですが、ただいま菊池一勇委員がおっしゃったように、風評被害の他にも農業・林業の部分では、市内の原木しいたけとか、そういうものもあります。従って、この内容については会長と協議のうえ提案申し上げましたが、確かに表現として弱いのかかもしれないと事務局として感じたところであります。従って、放射能対策としては、加えさせていただきたいと思っておりますが、内容については、事務局または会長にお任せさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
2番委員	承知しました。そのようにお願いします。
議長	もう一度、確認・精査して対応したいと思います。他にございませんか。
26番委員	先ほどの件ですが、勉強のためにですが、良いとか悪いではなく、順番としてはどうなっていますか。
議長	運営委員会は必要に応じて開催しております。ですから今回の場合は、運営委員会にかけなくても、前例に基づいて、あるいはご意見いただいた原発問題についても、運営委員会を開催しないということで処理させていただきました。
26番委員	分かりました。
議長	他にございませんか。27番君崎委員。
27番委員	今回に限らず私は毎年お話ししておりますが、25年度の案にしても、目標設定をこの場で提案して終わりという状態であると思います。もしくは事前配付という形を求めてきた経緯もありますが、先ほどの質問で、運営委員会なりを開いて検討したのかともありましたし、一勇委員がおっしゃったように、字句の訂正や加味、削除などが可能かどうかを質疑されますと、やはり事務局で作った案をこちらが認める形になっていると私は理解しております。やはり、検討する時間をしっかり取り、提案して、議論しなければ、絵に描いた餅で終わると思うので、その辺の改善をお願いいたします。 もうひとつ付け加えると、耕作放棄地の活動計画案を見ますと、25年度は8ha、それも平場のほうが云々、数字に表して記載すれば確かにその通りでしょう。しかし現実的に解消はかなり難しいものですから、よく協議・議論して、具体策に持っていかないと、問題の解決にはならないのではと感じます。委員の皆様もそれを念頭に置いて協議していく必要があると思います。
議長	ご意見として承ります。
29番委員	はい。
議長	はい、29番委員。
29番委員	29番菊池孝です。運営委員のメンバーとして質問すべきか迷うところですが、平成25年度の予算は168万ほどですが、農地制度実施円滑化事業という点で、昨年度は確か114～115万であり、50万ほど増えておりますが。

事務局次長	はい。大部分は事務補助者の賃金となっております。25年度臨時職員の賃金が、こちらの事業の補助金から出ているためです。
事務局 長	詳しく説明させていただきますと、こちらの事業制度、平成21年度12月に農地法が改正になりました。改正内容の一つは、転用規制の厳格化、つまり農地違反転用について罰則規定が強化されたということです。もう一つは、農地法第3条で売買または賃借する場合、借りた側は効率的に利用することという条件があります。つまり借りっぱなしや買ったままではいけないということです。ここで農業委員の業務として、農地の利用状況調査という業務が増えたわけです。それによって事務局では、相当な事務量が増すことから、事務局職員の増員を要請いたしました。それが認められず対応しなければならないという状況で、非常勤または臨時職員の賃金については100%を国で支給するということがあり、臨時職員を申請し設置しております。そういった中での農地制度円滑化事業補助金です。
議 長	よろしいですか。
29番委員	はい。
議 長	他にございませんか。 （「なし」の声あり） それでは、発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第76号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって議案第76号は原案のとおりと決しました。 併せて、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、意見募集に寄せられた内容によっては、運営委員会で修正決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 数値等の変更に関わる意見が寄せられた場合は、運営委員会で決定することに決しました。
議 長	以上で本日の議事日程は終了いたしました。
議 長	【その他】 その他に移ります。委員の皆様から何かございませんか。
21番委員	はい。
議 長	はい、古屋敷委員。
21番委員	貴重な時間をいただきまして、ここでお礼を述べさせていただきます。平成22年から農家支援室で農家利用集積アドバイザーとして皆さんの情報やご意見を聞きながら2年10ヶ月間、活動して参りました。このほど、今月の見直しをもって退任することになりました。お世話になりました。今後ともよろしくお願いいたします。
議 長	古屋敷徳夫委員におかれましては、大変ご苦勞様でした。ありがとうございます。その他、事務局から。
事務局次長	皆さんのお手元に、平成24年度の活動記録カード年度総括表というA4の用紙が入っ

	<p>ております。これは1年間の活動の内容について感想等を書いていただくものであります。農業会議より4月上旬までに提出とのことですので、それまでに記載例に従ってまとめておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、お手元に平成25年度の遠野市農業委員会総会開催予定表(案)がございます。(案)ではありますが、会場等の都合もございますので、総会等の日程はこの通り開催したいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	その他、ございませんか。
局 長	はい。
議 長	はい、お願いします。
局 長	<p>例年3月の総会において委員の活動状況について報告させていただいております。活動状況の資料を整備するようにとの会長の命によりまして整備いたしました内容について、ご報告いたします。</p> <p>まず、農業委員活動記録カード提出状況です。3月25日現在でのご報告をさせていただきます。本日3月26日にカード提出なされた委員もおりますので、その分も加えさせていただきます。綱木秀治委員につきましては、2月まで黒く塗りつぶしになります。また、4月のもは提出になっていないということですが、間もなく4月分も提出していただけるものと思っています。阿部儀信委員につきましては、2月まですべて黒塗りになります。齋藤春夫委員は2月分が黒塗りになります。ということで、3月いっぱい、3月分の報告もありますので、4月10日頃までに活動記録カードを出していただければ間違いなく100%になります。事務局としては農業会議に100%と報告したいと思っておりますので、お忘れのないよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に遠野市農業委員会各種推進の進捗状況ですが、まず全国農業新聞ですが、これについては農業委員および事務局職員になった場合は、全国農業新聞を1部取るという申し合わせになっておりますので、まだ取っていない方はお願いいたします。</p> <p>家族経営協定においても、農業委員は全員が締結すること。推進活動をする委員が締結していないのはおかしいことですので、お願いします。あと1年となっております、ぜひ推進していただきたいと思っております。</p> <p>全国農業新聞は、さきほど次長から事業計画の中で説明させていただきましたが、皆さん昨年もお読みになっていることと思っておりますが、1人1部推進することになっております。推進を進めてまいりましたが、結果としては14部にしかありませんでした。昆野征策農地専門委員長は4部推進の実績となっております。</p> <p>次に農業者年金ですが、これも事業計画の中で、各地区に1名ずつ計9名を推進しようとなります。実績は9ですが、遠野町、綾織町、土淵町、青笹町、宮守町からの推進がありませんでした。こういった状況で、菊池政実委員が1人で3名推進なされたことから、なんとか9名にこぎつけたものです。</p> <p>次に家族経営協定ですが、議長である推進アドバイザーの菊池孝委員が総会にて提案なすり同意をいただいたということですが、1人1家族ずつ推進ということになっております。協定内容の見直しも含めることといたしますし、ご本人でも良いということになりました。結果、31の目標計画に対して42組が協定を交わしております、残りの3名についても進めているかと思いますが、なんとか年度内にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に農地法30条指導通知、指導進捗状況ですが、これは、今回の市議会定例会で質問があった通り、耕作放棄地がらみの関係であります。会長が、解消については農業委員</p>

	<p>が一丸となって取り組んでいくと答弁しております。その中で、指導通知書いわゆる黄色、緑の方々、または赤と見たがここは補助整備地域内や優良農地だから赤には出来ないということで農地に戻したものの、それらの案件については、指導する農業委員の名前を書いております。例えば、菊池孝委員については4件あったわけですが、4名の方に、指導する委員は菊池孝委員ですということを通知さし上げております。結果、菊池孝委員については4筆全員に当たって、事務局にその報告内容つまり、解消したとか、解消する気がないとか等が、来ます。そうしますと、事務局ではその都度、農地台帳に入力いたします。いつ指導したか、指導結果の内容、解消したものには解消といった具合です。これはずっと永遠に書きかえていくものです。森川委員につきましても、3件中3件指導したという報告が来ております。ゼロというものもありますが、農家には通知が行っておりますし、そのことも農業委員の皆さんに連絡されていると思いますので、指導をお願いするとともに、指導内容については事務局へ報告するようお願いいたします。結果、多くの耕作放棄地が解消されておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に各種委員会・総会等の出席状況です。平成24年度農業委員会会議の出席状況、毎月開催した総会ですが、出席状況が全体で94.79%と、100%出席の方がかなり多いです。</p> <p>また、各種研修会、資質向上を図るため、人・農地プランの研修含め、総会後に研修会を開きました。こちらは総会後にも関わらず帰られた委員もおり88.71%となっております。農業委員大会、農林水産振興大会、上閉伊地区農業委員連絡会の出席状況を○×で表しております。裏面にまいりまして農政専門委員会、要望や放射能対策など、そういった色々な事柄を含めた会議を推進しております委員会でございますが、2回開催いたしまして、出席率が76.67%となっております、2ヵ月ですと半分くらいになってしまうという状況です。農地専門委員会は、3月21日の、農振の変更見直しに関わる協議、または現地確認を行いまして、活発に活動していただきましたが、こちらの出席率が91.6%と、かなり高い率で出席を賜ったものです。</p> <p>現地確認調査ですが、4月から3月まで毎月行っておりますが、これについては95.24%と、皆さんはお忙しいなか都合をつけて現地確認を実施して下さったと思っております。全体の出席率(総会、専門委員会、現地確認、研修会、農林水産振興大会等々)は、85.71%となっております。ここで、みごと100%出席された委員が3名おります。古屋敷徳夫委員、菊池昇委員、佐々木豊子委員です。以上です。</p>
議長	他にございませんか。
2番委員	30日の祝賀会は、何人くらいの出席になっていますか。
局長	取りまとめ中ですが、今の時点では80名ほどになっております。
24番委員	お願いします。
議長	はい、どうぞ。
24番委員	先ほど私の担当地区にてコンビニエンスストア建設の件がありましたが、貸借料について回答しておりませんでした。243坪で坪単価650円、16万弱となっております。よろしいでしょうか。
議長	はい。
16番委員	参考までに。
議長	はい。
16番委員	16番佐々木収一です。現地確認の案ですが、会長も牛を飼ってらっしゃるのでお分りと思いますが、家畜市場に当てられると、現地確認でも総会でも出られないことがあ

	ります。今年は16日が第3木曜日になっているようですから、検討していただきたいと思ひます。
議 長	5月がうまくないということですね。
16番委員	はい、そうです。
議 長	当然、皆さんも、場合によっては抜けられないことも充分ありますので、検討したいと思ひます。他にございますか。
局 長	はい、議長。
議 長	はい。
局 長	検討というよりも、事前に水曜日というお話がありましたが、水曜日は家畜市場ということで、これについては変えるようにいたします。
議 長	回答がありました。5月16日に限っては変更することに決定いたします。よろしくお願ひいたします。
	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして第48回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦勞様でした。</p> <p>(午前11時45分閉会)</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成25年 3月26日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 1 1 番 _____</p> <p>同 1 2 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>